

小山工業高等専門学校寄宿料免除に関する規程

制 定 平成3年4月1日

第1章 総則

第1条 小山工業高等専門学校学則(昭和40年4月1日制定)第34条第3項の規定に基づく寄宿料の免除については、この規程の定めるところによる。

第2章 寄宿料の免除

第2条 次の各号に該当する場合は、寄宿料を免除することができる。

- 一 死亡又は行方不明のため学生の学籍を除いた場合は、当該学生に係る未納の寄宿料の全額
- 二 学生又は学生の学資を主として負担している者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる場合には、本人の申請に基づき、選考の上、災害の発生した日の属する月の翌月から起算して6か月間の範囲内において、校長が必要と認める期間に納付すべき寄宿料の全額。ただし、校長が必要と認める期間が翌年度にわたる場合は、当該学生は、翌年度当初に翌年度分に係る免除の申請を改めて行うものとする。
- 三 授業料の未納を理由として学生に退学を命じた場合は、未納の寄宿料の全額

第3章 寄宿料免除の申請手続

第3条 寄宿料の免除の許可を受けようとする者は、所定の願書に次の書類を添えて、校長に願い出るものとする。

- 一 家庭、学資調書
- 二 所得証明書又はそれに代わるもの
- 三 市町村長又は警察署長が発行した被害程度が判明できる罹災証明書
- 四 その他校長が必要と認める書類

第4条 寄宿料の免除の取扱いは、受理した申請に対して、第2条第2号に定める当該期分の寄宿料について、寮務委員会の議を経て校長が許可する。

第4章 寄宿料免除の許可と取消

第5条 寄宿料の免除を許可された学生で、許可の決定後その理由が消滅したとき、又は寄宿料免除の申請について虚偽の事実が判明したときは、寮務委員会の議を経て校長がその許可を取り消す。

- 2 前項の規定により許可を取り消したときは、その取り消しの日の属する月に、次の各号に定める寄宿料を納付させるものとする。
 - 一 免除の理由が消滅したことにより許可を取り消した場合は、取り消しの日の属する月以降の寄宿料
 - 二 不正事実の発見により許可を取り消した場合は、免除を許可した当該月の間の寄宿料の全額

附 則

- 1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 授業料及び寄宿料免除等に関する規程(昭和40年10月1日制定)は、廃止する。